

生活介護（利用定員30名のサービス費）

（1）介護給付費対象サービス利用料金

利用者の障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2 以下
サービス利用料金（1日あたり）	11,500円	8,540円	5,840円	5,230円	4,750円
加算項目					全障害支援区分 共通
食事提供体制加算（1日あたり・生活介護のみの方） ※収入が一定額以下の方に対して、食事を提供した場合					300円
人員配置体制加算（Ⅲ）（1日あたり） ※手厚い人員配置体制をとっている場合（直接処遇職員配置基準常勤換算2：1）					1,360円
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（1日あたり） ※常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者を25%以上雇用している場合					100円
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）（1日あたり） ※生活支援員のうち、常勤の従事者が75%以上である場合					60円
常勤看護職員等配置加算（四） ※看護職員を常勤換算で1人以上配置している場合、配置人数を乗じて算定					240円
初期加算（1日あたり） ※利用開始日から起算して30日以内の期間について算定					300円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） （1月あたりの報酬全体に対する割合を算定する） ※福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られている場合					8.1%

❖ 市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が0円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。

（2）介護給付費対象外サービス利用料金（以下のサービスについては、実費等の料金を負担していただきます。）

サービスの種類	金額
食事の提供①（施設入所支援ご利用の方 1日あたり）	1,500円
食事の提供②（生活介護のみの利用の方、1食あたり）	520円
食事の提供③（生活介護のみの利用の方で食事提供体制加算該当の方）	320円
おやつ代（週4回 月、水、金、土の15時に提供されるもの 1回）	110円
特別な行事食	実費
日常生活品等購入費（個別的で共有できないもの）	実費
創作活動に係る材料代や行事・外出等に係る費用	実費
送迎サービス	送迎は行わないものとします
その他 係る費用	実費